

ぶるす

四季の会・ユーザーズ・サービス

325号

発行人 浅沼 邦夫

拝啓 新緑の候、先生におかれましては益々ご健勝のことと存じます。

気候がおかしい。各地で異常気象が起きている。5月に入って北海道で大雪が降り、私の足利でも北風の寒い大風が毎日のように吹いています。昨年の中時ぐらいから竜巻が起きてきました。夏ごろが多く心配しています。この数年、夏が途方もない暑さであるのに対し、冬は凍てつく寒波に襲われている。地球温暖化が続いているはずだが、欧米でも記録的な豪雪がニュースになっています。

あたかも地球の自転軸の傾きが増したかのような寒暖の開きだが、実は地球にはなく、太陽で気になる変化が進行中です。

その異変とは、太陽の表面に点在する黒点の数の減少だ。研究者たちは、ほぼ200年ぶりの異変として注目している。黒点の減少は、太陽の活動の低下を意味する現象なので、地球にとっての重大事です。

実は、こうした黒点の減少は、過去にも例がある。黒点の観測が始まって間もない1645～1715年ごろの約70年間と1800年前後の約30年間などです。

両期間とも地球の気候は、厳冬や冷夏の続く寒冷期になっていた。英国ではテムズ川が氷結したり、日本では江戸の隅田川が凍って舟荷の輸送に支障が出たり、農作物も凶作に見舞われたりしています。

近年の異変は、黒点の増減の周期にも表れている。グラフに描くと、黒点の数は11年の基本周期で山と谷を繰り返すのだが、この周期にも狂いが生じている。山の高さが低くなるとともに、裾野の幅が広がっているのです。

歴史上の例でも寒冷期には、やはり黒点周期の裾野が拡大している。現時点ではまだ、地球の気候が寒冷化に向かうと即断できないものの不気味な予兆です。

太陽に生じている異変は、これだけではない。もっとすごい現象が日本の太陽観測衛星「ひので」による研究でほぼ確実になっている。国立天文台の常田佐久教授らによ

ると「太陽が4つの極を持つ」という変則的な構造の出現です。

太陽には南北にSとNの2つの磁極が存在しているが、安定した地球の磁極と異なり、11年ごとにS極とN極が入れ替わる。普通は円滑に替わるのだが、昨年1月の観測では南北ともN極という異常状態に向っていた。その結果、太陽の赤道付近に2つのS極が出現し、計4つの磁極を持つことになったのです。1645年から黒点減少期・寒冷気候期にも太陽は4極構造だった可能性が高いので、この変化から目が離せない。今後を見極める上で指標となる黒点数の次の山は、今年の秋ごろの到来です。

今秋以降、黒点数は減っていく。その減り方などから数百年ぶりに長期にわたる極小期が訪れるかどうかは明確になってくる。世界の太陽研究者の間では、太陽の活動低下を予測する声が増えているというのです。

太陽活動が長い極小期に入れば、その影響は無視できない。二酸化炭素による地球温暖化と、太陽に起因する地球寒冷化が、大気現象としてせめぎ合い、より複雑な気候変動をもたらすことも考えられるのです。温暖化といわれる中、太陽の異変が明らかになる中、気温は上がるか、下がるかの議論も熱を帯びてきたのです。

変革迫られる会計事務所 「継続力・本業力」は重要です。

永続企業の継続力に「続けるな！ 離れるな 中身を変えろ」といわれる。「続けるな」はマンネリをなくすこと。「離れるな」は本業を変えないこと。「中身を変えろ」は、時代を見極め、時代の変化への対応をしっかりとすることです。「変革を迫られる会計事務所」とよく言葉が出てきます。企業の経営者は、よく会計事務所を見ています。「顧問をいただいている所長先生や、会計事務所」が、我が社のために真剣にやっているのかと考えています。

税理士新聞 5/15号に「低価格化に追随か、新業務への挑戦か」と書かれていました。正に現状をわきまえていくことが大事かと思うのです。今が比較的新しいことに取り組める時期でもあるのです。早いうちから「攻め」の経営戦略を実行すれば、それだけ他の事務所に差をつけることができるのです。我が会計事務所が向かうべき方向性のイメージをつかんでおくべきかと思うのです。

新たな事務所戦略を実行するに当たって、会計事務所が置かれた現状を改めて考える必要があります。経営者や富裕層を顧問先に持つ税理士としては、今年度の税制改正で、相続税や所得税の増税は見過ごすことができないのです。税理士事務所の経営スタンスに大きな影響を及ぼすといっても過言ではない施策だと思うのです。

これまで以上に国から期待されているのは、法人税申告の支援業務だけにとどまらない。「経営アドバイザー」としての役割です。中小企業金融円滑化法(モラトリアム

法)の出口戦略の一環に位置づけられる「経営革新等支援機関」の7割は税理士や税理士法人。税理士には、モラトリアム法終了後の中小企業のサポーターとなることが期待されているのです。

支援機関が担うべき業務は、経営改善計画の策定です。税理士事務所は、この業務を無視できない状況にあるのです。というのも、中小企業が支援機関と一緒にこの計画を策定すれば、200万円を上限に、策定費用とフォローアップ費用の3分の2が、中小企業に補助される制度が始まったためです。税理士を組み込んだ国の施策としては、あまり見られなかったほど手厚い補助制度といえるでしょう。金融機関に認められるような計画策定ノウハウを身につけるために、他事務所との情報交換や、各種セミナーへの参加を積極的にすることが求められているのです。

国が「中小企業の会計に関する基本要領」の普及促進に躍起になっていることも重視しなければならないのです。中小会計要領の誕生の背景には、税理士が作成支援する税務申告書は、経営の実態を反映しておらず、あまり経営の役に立たないといった指摘がありました。国は中小企業と税理士に対して、会計を組み込んだ経営をするように求めているのです。中小会計要領とどのように付き合っていくべきか、といったスタンスをそろそろ決めておかなければならない時期と言えるでしょう。

会計事務所も「継続力・本業力」をしっかりと持つことが重要です。「本業を守り」、新しい分野に進出する場合でも、本業の延長線上からは決して外れないことです。「本業力」をしっかりとすることです。決算こそ本業力です。決算をしない会社はないし、決算をしない会計事務所もないのです。国が会計事務所を「経営アドバイザー」としての役割を期待されているのです。物言わぬ会社でも、数字をもとに社長に語りかけてくるのです。それが「決算診断提案書」の大法則です。顧問先の中小企業には、潜在意識で眠っていたり、隠れていた能力を引き出すことができる「大切な法則」があります。人を大切にすると、人が集まってくる。お客様を大切にすると、お客様が寄ってくる。新規顧客が新規顧客を呼んでくる。「大切な法則」が「決算診断」です。

浅沼経営センターも「認定支援機関」になっています。他事務所とは絶対的差別化ができました。その中味は、○ 中小企業経営力強化資金(日本政策金融公庫) ○ 商業・サービス業等の設備投資減税(特別償却又は税額控除) ○ 資金繰り支援(経営支援型セーフティーネット貸付・借換保証制度) ○ 経営改善計画策定支援事業 等々、政府が大きな力を発揮してきた。この時代にこそ「決算診断」や「事業計画」が「経営改善計画」の策定支援になるのです。

今からでも遅くはない！ 「経営革新等支援機関」に認定の申込をしてみたいかがでしょうか！ 本業力を活かしましょう。